

旧『通勤バス』利用約款	新『通勤バス』利用約款
『通勤バス』 利用約款 令和 6 年 3 月 1 日制定 東日本高速道路株式会社 (通則) 第 1 条 本約款は、東日本高速道路株式会社（以下「当社」といいます。）が実施する「通勤バス」（以下「本割引」といいます。）について適用します。 (定義) 第 2 条 本約款において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによります。 一 E T C 無線通信 E T C システム利用規程第 2 条に定める E T C システムにおける無線通信をいいます。 二 E T C カード 当社との契約によりクレジットカード会社が発行した E T C クレジットカード並びに当社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「六会社」といいます。）が契約に基づき共同で発行した E T C パーソナルカードをいいます。 三 E T C 車載器 E T C システム利用規程第 3 条に定める、車両に取り付けて道路側のアンテナと通行料金の支払いに必要な情報を交信する無線機をいいます。 四 セットアップ E T C システム利用規程第 3 条に定める、E T C 車載器に通行料金の支払いに必要な情報を記録して利用可能な状態にすることをいいます。 五 指定区間 当社が指定する本割引の利用申込みが可能な区間をいいます。 (対象車種区分) 第 3 条 本割引は、E T C 無線通信により通行が可能な普通車及び軽自動車等の 2 車種区分（車種区分は、道路整備特別措置法（昭和 31 年法律第 7 号）第 25 条第 1 項の規定により当社が公告する高速道路（全国路線網）の料金車種区分によります。以下同じです。）を対象とします。 (実施期間等) 第 4 条 本割引の実施期間は、令和 6 年 4 月 1 日（月）から令和 7 年 3 月 31 日（月）までの期間とします。この期間のうち申込み時に登録を行う利用月の 1 日から同月の末日までを本割引の利用可能期間とします。 2 利用可能期間以外の日に通じた場合は、本割引は適用されません。 3 利用可能期間の通行（第 7 条第 3 項に定める「対象通行」をいいます。）に係る通行日時の判定は、入口インターチェンジ料金所又は出口インターチェンジ料金所の通過日時をもって行います。ただし、本線に設置されている料金所では、その通過日時をもって判定します。	『通勤バス』 利用約款 令和 6 年 3 月 1 日制定 令和 7 年 3 月 1 7 日改定 東日本高速道路株式会社 (通則) 第 1 条 本約款は、東日本高速道路株式会社（以下「当社」といいます。）が実施する「通勤バス」（以下「本割引」といいます。）について適用します。 (定義) 第 2 条 本約款において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによります。 一 E T C 無線通信 E T C システム利用規程第 2 条に定める E T C システムにおける無線通信をいいます。 二 E T C カード 当社との契約によりクレジットカード会社が発行した E T C クレジットカード並びに当社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「六会社」といいます。）が契約に基づき共同で発行した E T C パーソナルカードをいいます。 三 E T C 車載器 E T C システム利用規程第 3 条に定める、車両に取り付けて道路側のアンテナと通行料金の支払いに必要な情報を交信する無線機をいいます。 四 セットアップ E T C システム利用規程第 3 条に定める、E T C 車載器に通行料金の支払いに必要な情報を記録して利用可能な状態にすることをいいます。 五 指定区間 当社が指定する本割引の利用申込みが可能な区間をいいます。 (対象車種区分) 第 3 条 本割引は、E T C 無線通信により通行が可能な普通車及び軽自動車等の 2 車種区分（車種区分は、道路整備特別措置法（昭和 31 年法律第 7 号）第 25 条第 1 項の規定により当社が公告する高速道路（全国路線網）の料金車種区分によります。以下同じです。）を対象とします。 (実施期間等) 第 4 条 本割引の実施期間は、令和 6 年 4 月 1 日（月）から令和 7 年 9 月 30 日（火）までの期間とします。この期間のうち申込み時に登録を行う利用月の 1 日から同月の末日までを本割引の利用可能期間とします。 2 利用可能期間以外の日に通じた場合は、本割引は適用されません。 3 利用可能期間の通行（第 7 条第 3 項に定める「対象通行」をいいます。）に係る通行日時の判定は、入口インターチェンジ料金所又は出口インターチェンジ料金所の通過日時をもって行います。ただし、本線に設置されている料金所では、その通過日時をもって判定します。

(申込方法等) 第5条 本割引を利用する場合は、本約款に定める事項を承諾のうえ、利用月の前月末日までにインターネットにて申込みください。なお、当社が定める各月の申込上限数に達した場合は、以降、当該月の利用について申込みはできません。 2 前項に基づく申込みの際は、次の各号の事項を登録いただきます。 一 利用月 二 利用区間 三 車種区分 四 申込者氏名 五 メールアドレス 六 居住する都道府県 七 連絡先電話番号 八 ETCカード番号 九 ETCカード有効期限 3 当社は、申込みされた内容により受付手続きが完了したときは、受付手続きが完了したことを電子メールにより申込者へ通知するものとします。また、申込者の受信状況にかかわらず、当該メール送信時において申込みが成立します。 4 ETCカードの利用の可否は発行カード会社及び六会社の取扱いによりますので、本約款に基づく本割引の受付は、当社が登録されたETCカードの有料道路における利用を保証するものではありません。 5 本割引は、次の各号に該当する場合にはお申し込みいただけません。 一 ETCコーポレートカードによる登録である場合 二 無効なETCカード番号による登録である場合 三 ETCカードの有効期限を経過している場合 6 既に本割引にお申し込みをされているETCカードでは、同一期間内に他の本割引をお申し込みいただくことはできません。(ただし、第12条第1項に定めるところにより、解約手続きを行った場合を除きます。) (登録内容の変更) 第6条 本割引の受付手続きが完了した後は、登録内容を変更することはできません。 (本割引) 第7条 本割引の販売価格は、当社が国土交通大臣に届出を行い公告した額とします。 2 本割引の利用可能額は、当社が国土交通大臣に届出を行い公告した額とします。 3 本割引の対象となる通行は、利用可能期間内において、指定区間のうち申込み時に利用区間として登録した区間(以下「登録指定区間」といいます。)内のいずれかのインターチェンジから流入し、かつ、登録指定区間内のいずれかのインターチェンジで流出する通行であって、1日に行った通行のうち最初の3回までの通行(以下「対象通行」といいます。)とします。	(申込方法等) 第5条 本割引を利用する場合は、本約款に定める事項を承諾のうえ、利用月の前月末日までにインターネットにて申込みください。なお、当社が定める各月の申込上限数に達した場合は、以降、当該月の利用について申込みはできません。 2 前項に基づく申込みの際は、次の各号の事項を登録いただきます。 一 利用月 二 利用区間 三 車種区分 四 申込者氏名 五 メールアドレス 六 居住する都道府県 七 連絡先電話番号 八 ETCカード番号 九 ETCカード有効期限 3 当社は、申込みされた内容により受付手続きが完了したときは、受付手続きが完了したことを電子メールにより申込者へ通知するものとします。また、申込者の受信状況にかかわらず、当該メール送信時において申込みが成立します。 4 ETCカードの利用の可否は発行カード会社及び六会社の取扱いによりますので、本約款に基づく本割引の受付は、当社が登録されたETCカードの有料道路における利用を保証するものではありません。 5 本割引は、次の各号に該当する場合にはお申し込みいただけません。 一 ETCコーポレートカードによる登録である場合 二 無効なETCカード番号による登録である場合 三 ETCカードの有効期限を経過している場合 6 既に本割引にお申し込みをされているETCカードでは、同一期間内に他の本割引をお申し込みいただくことはできません。(ただし、第12条第1項に定めるところにより、解約手続きを行った場合を除きます。) (登録内容の変更) 第6条 本割引の受付手続きが完了した後は、登録内容を変更することはできません。 (本割引) 第7条 本割引の販売価格は、当社が国土交通大臣に届出を行い公告した額とします。 2 本割引の利用可能額は、当社が国土交通大臣に届出を行い公告した額とします。 3 本割引の対象となる通行は、利用可能期間内において、指定区間のうち申込み時に利用区間として登録した区間(以下「登録指定区間」といいます。)内のいずれかのインターチェンジから流入し、かつ、登録指定区間内のいずれかのインターチェンジで流出する通行であって、1日に行った通行のうち最初の3
---	--

4 登録指定区間内のいずれかのインターチェンジから流入又は流出し、登録指定区間以外のいずれかのインターチェンジで流入又は流出する通行を行った場合、流入又は流出を行った登録指定区間内のインターチェンジと当該通行における登録指定区間内の端末インターチェンジとの間の通行を対象通行とみなします。 5 対象通行の通行日は、入口インターチェンジ料金所を通過した日とします。ただし、前日以前の日に入口を流入し、通行日に流出する通行であって、当該前日以前の日の対象通行とならない通行がある場合は、その通行を通行日の1回目の通行とします。 6 対象通行があった場合、利用可能額の範囲内で、当該対象通行に係るE T C通常料金の支払いとして充当されます。 7 前項に基づき充当された累計額が利用可能額を超える通行があった場合、超過分及び次回以降の対象通行に対してE T C通常料金に50%割引を適用します。 (請求等) 第8条 当社は、本割引の対象となる最初の通行があったとき、前条第1項の販売価格を一括で請求します。 2 前条第4項の場合、対象通行とみなされない区間の料金は、当該区間の通行を別の通行として請求します。 3 利用可能額の残高及び累計利用回数は請求金額確定前後にかかわらず、E T Cマイレージサービスの還元額明細やE T C利用照会サービスの利用明細等で、表示されません。 4 E T Cパーソナルカードは、支払いの済んでいないご利用金額の合計額（前条第1項に規定する販売価格を含みます。）が、E T Cパーソナルカード利用規約に定める利用限度額を上回りますと、利用停止となる場合があります。 (利用方法) 第9条 本割引を利用する場合は、申込み時に登録した車種区分に属する自動車で通行してください。 2 料金所では、申込み時に登録した E T Cカード（以下「登録E T Cカード」といいます。）を E T C車載器に挿入し、E T CレーンをE T C無線通信により通行してください。登録 E T Cカードと異なるE T Cカードで通行した場合は、当社は、通常の料金の支払いを受けます。 3 入口料金所のE T Cレーンが点検等により利用いただけない場合には、一般（有人）レーン（以下「一般レーン」といいます。）で通行券を受け取り、出口料金所においては、一般レーンの料金所係員に登録E T Cカードと入口通行券をお渡しください。E T C専用入口をご利用の場合は『E T C/サポート』又は『サポート』と表示されたレーンを通行し、一旦停止して係員の指示に従ってください。出口料金所において料金精算機をご利用の場合は、登録E T Cカードと入口通行券を挿入してください（操作が分からない場合は、「係員呼出ボタン（レバー）」によりお申し出ください。）。 4 出口料金所のE T Cレーンが点検等により利用いただけない場合には、一般レーンの料金所係員に登録E T Cカードをお渡しください。料金精算機をご利用の場合は、登録E T Cカードを挿入してください（操作が分からない場合は、「係員呼出ボタン（レバー）」によりお申し出ください。）。E T C専用出口を	回までの通行（以下「対象通行」といいます。）とします。 4 登録指定区間内のいずれかのインターチェンジから流入又は流出し、登録指定区間以外のいずれかのインターチェンジで流入又は流出する通行を行った場合、流入又は流出を行った登録指定区間内のインターチェンジと当該通行における登録指定区間内の端末インターチェンジとの間の通行を対象通行とみなします。 5 対象通行の通行日は、入口インターチェンジ料金所を通過した日とします。ただし、通行日に入口を流入し、その翌日以降の日に流出する通行であって、当該通行日の4回目以降の通行である場合は、その通行は出口インターチェンジ料金所を通過した日の1回目の通行とします。 6 対象通行があった場合、利用可能額の範囲内で、当該対象通行に係るE T C通常料金の支払いとして充当されます。 7 前項に基づき充当された累計額が利用可能額を超える通行があった場合、超過分及び次回以降の対象通行に対してE T C通常料金に50%割引を適用します。 (請求等) 第8条 当社は、本割引の対象となる最初の通行があったとき、前条第1項の販売価格を一括で請求します。 2 前条第4項の場合、対象通行とみなされない区間の料金は、当該区間の通行を別の通行として請求します。 3 利用可能額の残高及び累計利用回数は請求金額確定前後にかかわらず、E T Cマイレージサービスの還元額明細やE T C利用照会サービスの利用明細等で、表示されません。 4 E T Cパーソナルカードは、支払いの済んでいないご利用金額の合計額（前条第1項に規定する販売価格を含みます。）が、E T Cパーソナルカード利用規約に定める利用限度額を上回りますと、利用停止となる場合があります。 (利用方法) 第9条 本割引を利用する場合は、申込み時に登録した車種区分に属する自動車で通行してください。 2 料金所では、申込み時に登録した E T Cカード（以下「登録E T Cカード」といいます。）を E T C車載器に挿入し、E T CレーンをE T C無線通信により通行してください。登録 E T Cカードと異なるE T Cカードで通行した場合は、当社は、通常の料金の支払いを受けます。 3 入口料金所のE T Cレーンが点検等により利用いただけない場合には、一般（有人）レーン（以下「一般レーン」といいます。）で通行券を受け取り、出口料金所においては、一般レーンの料金所係員に登録E T Cカードと入口通行券をお渡しください。E T C専用入口をご利用の場合は『E T C/サポート』又は『サポート』と表示されたレーンを通行し、一旦停止して係員の指示に従ってください。出口料金所において料金精算機をご利用の場合は、登録E T Cカードと入口通行券を挿入してください（操作が分からない場合は、「係員呼出ボタン（レバー）」によりお申し出ください。）。 4 出口料金所のE T Cレーンが点検等により利用いただけない場合には、一般レーンの料金所係員に登録E T Cカードをお渡しください。料金精算機をご利用の場合は、登録E T Cカードを挿入してください
--	--

ご利用の場合は『E T C/サポート』又は『サポート』と表示されたレーンを通行し、一旦停止して係員の指示に従ってください。 （他の割引との適用関係） 第 1 0 条 既に本割引にお申し込みをされている E T C カードでは、本割引の利用開始の有無や指定区間の内外にかかわらず、利用可能期間の全ての通行に平日朝夕割引を適用しません。 2 本割引の販売価格及び利用可能額を超える対象通行に係る E T C 通常料金に対する 50%割引後の料金の額は、E T C マイレージ利用規約に定める通行料金に該当します。 3 本割引と深夜割引、休日割引、障害者割引又は企画割引との適用関係は、別表のとおりとします。 （適用対象外及び無効） 第 1 1 条 各通行が次の各号の一に該当するときは本割引の適用対象外とする場合があります。 一 本割引の利用時に無効な E T C カードが登録されているとき 二 申込みの際の登録内容に誤りがあるとき 三 登録 E T C カード以外のものを使用したとき 四 申込み時に登録した車種区分以外の車種区分の自動車をご利用になったとき 2 各通行が次の各号の一に該当する場合は、本割引の申込みを無効とし、当社は利用可能期間の全ての通行にかかる通常の料金の支払いを受けます。 一 正しい車両情報がセットアップされた E T C 車載器を設置せず通行したとき 二 登録 E T C カードを同時に 2 台以上の車両に使用したとき 三 前 2 号に掲げるもののほか、不正な通行の手段として本割引を利用したとき （解約等） 第 1 2 条 本割引の申込者は、申込み時に登録を行う利用月の前月末日までに、当社ホームページ内から本割引を解約することができます。 2 前項に基づく解約が行われない場合でも、利用可能期間内に対象通行を行わなかったときは、第 7 条第 1 項に規定する販売価格は請求いたしません、第 1 0 条第 1 項は適用されます。 3 対象通行に係る料金の合計額が第 7 条第 1 項に規定する販売価格を下回る場合でも、払戻し又は差額の返金は一切行いません。ただし、自然災害等により本割引の利用に著しく影響を及ぼしたと当社が判断した場合は、この限りではありません。 （個人情報の保護） 第 1 3 条 本割引の申込者の個人情報は、当社が別に定める「通勤パス」プライバシーポリシーに従って適切に取扱います。 （免責事項） 第 1 4 条 当社は、次の各号に掲げるときには、本割引の申込者が被った被害について一切責任を負いま	（操作が分からない場合は、「係員呼出ボタン（レバー）」によりお申し出ください。）。E T C 専用出口をご利用の場合は『E T C/サポート』又は『サポート』と表示されたレーンを通行し、一旦停止して係員の指示に従ってください。 （他の割引との適用関係） 第 1 0 条 既に本割引にお申し込みをされている E T C カードでは、本割引の利用開始の有無や指定区間の内外にかかわらず、利用可能期間の全ての通行に平日朝夕割引を適用しません。 2 本割引の販売価格及び利用可能額を超える対象通行に係る E T C 通常料金に対する 50%割引後の料金の額は、E T C マイレージ利用規約に定める通行料金に該当します。 3 本割引と深夜割引、休日割引、障害者割引又は企画割引との適用関係は、別表のとおりとします。 （適用対象外及び無効） 第 1 1 条 各通行が次の各号の一に該当するときは本割引の適用対象外とする場合があります。 一 本割引の利用時に無効な E T C カードが登録されているとき 二 申込みの際の登録内容に誤りがあるとき 三 登録 E T C カード以外のものを使用したとき 四 申込み時に登録した車種区分以外の車種区分の自動車をご利用になったとき 2 各通行が次の各号の一に該当する場合は、本割引の申込みを無効とし、当社は利用可能期間の全ての通行にかかる通常の料金の支払いを受けます。 一 正しい車両情報がセットアップされた E T C 車載器を設置せず通行したとき 二 登録 E T C カードを同時に 2 台以上の車両に使用したとき 三 前 2 号に掲げるもののほか、不正な通行の手段として本割引を利用したとき （解約等） 第 1 2 条 本割引の申込者は、申込み時に登録を行う利用月の前月末日までに、当社ホームページ内から本割引を解約することができます。 2 前項に基づく解約が行われない場合でも、利用可能期間内に対象通行を行わなかったときは、第 7 条第 1 項に規定する販売価格は請求いたしません、第 1 0 条第 1 項は適用されます。 3 対象通行に係る料金の合計額が第 7 条第 1 項に規定する販売価格を下回る場合でも、払戻し又は差額の返金は一切行いません。ただし、自然災害等により本割引の利用に著しく影響を及ぼしたと当社が判断した場合は、この限りではありません。 （個人情報の保護） 第 1 3 条 本割引の申込者の個人情報は、当社が別に定める「通勤パス」プライバシーポリシーに従って適切に取扱います。 （免責事項）
--	--

せん。

一 当社の責めに帰することができない申込事項の誤りにより、本割引の利用に影響を及ぼしたとき

二 当社の責めに帰することができない通信上の障害又は事故により、本割引の利用に影響を及ぼしたとき

三 当社の責めに帰することができない通信上の盗聴、妨害又は事故により、本割引の申込者の個人情報
報が漏えいし、改ざんされ、又は窃取されたとき

四 通行止め等の規制又は渋滞により、本割引の利用に影響を及ぼしたとき

五 天変地変その他の不可抗力により、本割引の利用に影響を及ぼしたとき

六 登録E T Cカードの利用が停止されたとき

七 車両の故障等、当社の責めに帰することができない事由により、本割引の利用に影響を及ぼしたとき

（約款の変更）

第 1 5 条 当社は、特別の事情により本約款を変更することがあります。

2 当社は、前項の変更を行った場合、変更内容を当社ホームページへの掲示等の方法で周知します。

3 当社は、第 1 項の変更によって申込者が被った損害について、一切責任を負いません。

（附則）

本約款は、令和 6 年 3 月 1 日（金）から適用します。

別表：他の割引との重複適用関係（第 1 0 条関係）

割引	重複適用関係
深夜割引 休日割引 障害者割引	本割引を適用します。 （重複して適用されません。）
企画割引	企画割引を適用します。 （重複して適用されません。）

第 1 4 条 当社は、次の各号に掲げるときには、本割引の申込者が被った被害について一切責任を負いま
せん。

- 一 当社の責めに帰することができない申込事項の誤りにより、本割引の利用に影響を及ぼしたとき
- 二 当社の責めに帰することができない通信上の障害又は事故により、本割引の利用に影響を及ぼした
とき
- 三 当社の責めに帰することができない通信上の盗聴、妨害又は事故により、本割引の申込者の個人情報
報が漏えいし、改ざんされ、又は窃取されたとき
- 四 通行止め等の規制又は渋滞により、本割引の利用に影響を及ぼしたとき
- 五 天変地変その他の不可抗力により、本割引の利用に影響を及ぼしたとき
- 六 登録E T Cカードの利用が停止されたとき
- 七 車両の故障等、当社の責めに帰することができない事由により、本割引の利用に影響を及ぼしたと
き

（約款の変更）

第 1 5 条 当社は、特別の事情により本約款を変更することがあります。

2 当社は、前項の変更を行った場合、変更内容を当社ホームページへの掲示等の方法で周知します。

3 当社は、第 1 項の変更によって申込者が被った損害について、一切責任を負いません。

（附則）

本約款は、令和 7 年 3 月 1 7 日（月）から適用します。

別表：他の割引との重複適用関係（第 1 0 条関係）

割引	重複適用関係
深夜割引 休日割引 障害者割引	本割引を適用します。 （重複して適用されません。）
企画割引	企画割引を適用します。 （重複して適用されません。）